

石川県公報

平成27年6月16日
第12808号（火曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事監視製品の指定の失効（薬事衛生課）	1	○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	3
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定（水産課）	1	○石川県立保育専門学園学生募集公告（少子化対策監室）	4
○都市計画事業の認可（都市計画課）	3	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5

○予防接種を行う医師に係る公告（同）	3
○石川県立保育専門学園学生募集公告（少子化対策監室）	4
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	5

公安委員会

○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正

告 示

石川県告示第291号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、知事監視製品の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事監視製品を特定できる情報

- 次の写真に示すとおり、被包に「AL37」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Feminine」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Flesh」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM PaRaDISE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

（「次の写真」は、省略し、その写真を石川県健康福祉部薬事衛生課及び県保健福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）

2 失効の理由

当該知事監視製品に、条例第2条第1項第6号に掲げる薬物が含有されると認められるに至ったため

3 失効の日

平成27年6月5日

4 罰則の適用

条例第27条から第30条までの規定は、上記の知事監視製品の指定がその効力を失う前にした当該知事監視製品に係る行為についても、適用する。

石川県告示第292号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町コ122番地 有限会社マルサン

加賀市田尻町イ23番地 有限会社大井漁業

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

総トン数10トン以上の漁船を使用して営む底びき網漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月18日

2 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市田尻町浜山2番地47 大井 良雄

加賀市田尻町北40番地の2 新谷 武志

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町、田尻町地区に住所を有する者が、総トン数10トン未満の漁船により主としてごち網、又は底びき網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月18日

3 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市小塩町大野山2番地の1 有限会社金城水産

加賀市大聖寺上木町出村67番地 新出 慎一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

大型定置漁業及び小型定置漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月18日

4 加賀加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

加賀市野田町ユ18番地 大井 輝夫

加賀市小塩町エの2番地の1 南 孟次

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧加賀市漁業協同組合の地区

(3) 区分

橋立町、小塩町、田尻町、野田町地区に住所を有する者が、総トン数2トン以上10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成27年5月18日

石川県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
金 沢 市	金沢都市計画道路事業 3・3・4号北安江出雲線	(1) 収用の部分 金沢市出雲町イの部及びロの部地内 (2) 使用の部分 なし	平成27年6月16日から 平成34年3月31日まで
能 美 市	能美都市計画道路事業 3・4・18号寺井吉光線 能美都市計画道路事業 3・5・19号高堂泉台線	(1) 収用の部分 能美市寺井町レ、寺井町た及び寺井町タ地内 (2) 使用の部分 なし	平成27年6月16日から 平成31年3月31日まで

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
烏 川 信 雄	県内全域	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
出 島 彰 宏	〃	〃
柘 植 俊 介	〃	〃
田 崎 優 子	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
萩 野 茂 太	県内全域	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
中 山 啓	〃	〃
会 田 泰 裕	〃	〃
北 林 朋 宏	〃	〃
谷 内 克 成	〃	〃
阿 河 光 治	〃	〃

飯 塚 崇

〃

〃

石川県立保育専門学園学生募集公告

石川県立保育専門学園に平成28年4月に入学する学生を次のとおり募集する。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 募集人員
専攻科(修業年限1年) I期試験 10名程度 II期試験 若干名
- 2 受験資格
保育士資格を有するか、入学までに取得見込みの者
- 3 試験の日時
I期試験 平成27年11月8日(日)午前9時から
II期試験 平成28年2月28日(日)午前9時から
- 4 試験場
金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園
- 5 試験科目
 - (1) 筆記試験
小論文
 - (2) 面接試験
- 6 出願に関する書類の受付期間
I期試験 平成27年10月22日(木)から同年11月2日(月)まで
II期試験 平成28年2月15日(月)から同月22日(月)まで
ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)
- 7 出願に関する書類の提出先
〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園 教務課入学試験係
電話番号(076)242-5185
- 8 その他
募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

- 1 募集人員
保育学科(修業年限2年) I期試験 50名 II期試験 10名
- 2 受験資格
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者及び平成28年3月卒業見込みの者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成28年3月修了見込みの者
 - (3) 文部科学大臣から(1)又は(2)と同等以上の資格を有すると認定された者
- 3 試験の日時
I期試験 平成27年12月9日(水)午前9時から
II期試験 平成28年2月28日(日)午前9時から
- 4 試験場
金沢市泉1丁目3番63号
石川県立保育専門学園
- 5 試験科目
 - (1) 筆記試験
国語

「国語総合」及び「国語表現」(ただし、古文及び漢文を除く。)

(2) 実技試験

音楽

次のA〈ピアノ〉又はB〈声楽〉のどちらか一方を選択する。

A 〈ピアノ〉

次のaからcまでの中から受験生が任意に選択した1曲を演奏する。

演奏は、繰り返しなしとする。暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。

a バイエルピアノ教則本より 原書番号60番(イ短調3/4拍子)から原書番号106番(ハ長調3/4拍子)の中から番号を持つ曲

b ブルグミュラー 25の練習曲より 第1から25番

c ソナチネアルバムI巻より 第1から17番の第1楽章

B 〈声楽〉

次のdからfまでの中から受験生が任意に選択した1曲の1番を無伴奏で歌う。移調可。

暗譜でもよいし、楽譜を見てもよい。必要な者は歌い出しの音をピアノで出すことができる。

d 大きな古時計 保富康午 訳詞 ヘンリー・クレイ・ワーク 作曲

e 手のひらを太陽に やなせたかし 作詞 いずみたく 作曲

f 朧月夜(おぼろづきよ) 高野辰之 作詞 岡野貞一 作曲

(3) 面接試験

6 出願に関する書類の受付期間

I期試験 平成27年11月24日(火)から同年12月1日(火)まで

II期試験 平成28年2月15日(月)から同月22日(月)まで

ただし、両期とも土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。また、郵送の場合は、必ず書留郵便により出願すること(締切り当日までの消印のあるものを受け付ける。)

7 出願に関する書類の提出先

〒921-8041 金沢市泉1丁目3番63号

石川県立保育専門学園 教務課入学試験係

電話番号(076)242-5185

8 その他

募集要項等の請求その他詳細については、石川県立保育専門学園教務課へ問い合わせること。

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月16日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	縦覧場所
小松都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第1課
小松都市計画地区計画	〃
小松都市計画下水道 (中央処理区)	石川県土木部都市計画課及び小松市上下水道局上下水道建設課

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第75号

石川県公安委員会が行う交通の規制(昭和47年石川県公安委員会告示第48号)の一部を次のように改正する。

平成27年6月16日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第1(信号機の設置場所)羽咋警察署管内の表79の項を次のように改める。

79	宝達中学校前交差点	羽咋郡宝達志水町小川2部98番地先 国道249号と町道小川第2号との交差点	S 63. 4. 4
----	-----------	--	------------

別表第1(信号機の設置場所)珠洲警察署管内の表59、61の項を次のように改める。

59	鵜川小学校前交差点	鳳珠郡能登町字鵜川21字6の1番地先 国道249号上	S 50. 7. 25
61	鵜川桜木交差点	鳳珠郡能登町字鵜川29字1番地先 国道249号と町道2級鵜川1号線と町道2級七見鵜川1号線との交差点	S 52. 8. 30

別表第8(歩行者の横断禁止)金沢東警察署管内の表8の項を次のように改める。

8	国道359号	金沢市東山1丁目2番1号先から 金沢市尾張町2丁目14番21号先まで	終日	約150 メートル
---	--------	---------------------------------------	----	--------------

別表第10(普通自転車歩道通行可)輪島警察署管内の表12、17、18の項を次のように改める。

12	主要地方道七尾輪島線	輪島市杉平町大百苺44番地1先から 輪島市市ノ瀬町11番地4先まで	終日	約4,350 メートル
17	国道249号、市道栄町常磐線、河井山岸線	輪島市河井町23部171番地先から 輪島市山岸町口部15番地先まで	終日	約1,280 メートル
18	国道249号、市道栄町常磐線、河井山岸線	輪島市河井町22部38番地1先から 輪島市山岸町口部32番地先まで	終日	約1,280 メートル

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表に次のように加える。

233	市道準幹線517号野町泉野出町線、泉が丘2丁目線1号・6号・8号、弥生3丁目線1号・4号・6号	ゾーン30 (1) 金沢市泉が丘2丁目1番6号先 (2) 金沢市弥生3丁目2番24号先 (3) 金沢市弥生3丁目3番43号先 (4) 金沢市弥生3丁目8番8号先 (5) 金沢市弥生3丁目7番36号先 (6) 金沢市富樫1丁目1番13号先 (1)から(6)までの場所を結ぶ線に囲まれた区域内	約3,730 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	---	---	----------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

243	市道彦三町2丁目線7号	金沢市彦三町2丁目1番41号先から 金沢市彦三町2丁目9番15号先まで	約320 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	-------------	--	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)七尾警察署管内の表に次のように加える。

191	市道西湊24号線	七尾市小島町ル部3番地3先から 七尾市小島町ワ部33番地先まで	約750 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----------	------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表に次のように加える。

107	国道249号、市道	輪島市宅田町157番地先から 輪島市山岸町口部15番地先まで	約600 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
-----	-----------	-----------------------------------	--------------	----------------	----	------------------------

別表第11（最高速度の指定）輪島警察署管内の表6、106の項を次のように改める。

6	主要地方道七尾輪島線、市道中浜3号線	輪島市河井町4部82番地先から 輪島市杉平町大百苺44番地1先まで	約1,325 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。）
106	主要地方道七尾輪島線	輪島市市ノ瀬町12部15番地先から 輪島市杉平町大百苺44番地1先まで	約4,700 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引①②③を除く。）

別表第13（車両通行帯）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

6	市道C248号線	加賀市中代町ホ1番地1先 (小管波町方向から保賀町方向に至る方向)			3本	約30 メートル
---	----------	--------------------------------------	--	--	----	-------------

別表第14（進路変更禁止及び進行方向別通行区分）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

3	市道C248号線	加賀市中代町ホ1番地1先 (小管波町方向から保賀町方向に至る方向)	約30 メートル	3本	終日	道路左側から数えて1番目の車両通行帯は左折、2番目の車両通行帯は直進、3番目の車両通行帯は右折とする。
---	----------	--------------------------------------	-------------	----	----	---

別表第18（駐車禁止）輪島警察署管内の表54の項を次のように改める。

54	国道249号、市道河井山岸線	輪島市河井町23部171番地先から 輪島市山岸町口部15番地先まで		約1,280 メートル	終日	車両
----	----------------	--------------------------------------	--	----------------	----	----

別表第11（最高速度の指定）金沢中警察署管内の表11の項を次のように改める。

11		削	除
----	--	---	---

